

(参考：様式第2号 誓約書の中に記載されている高千穂町下水道条例の内容について)

高千穂町下水道条例第6条の3第1項第4号アからエまで

(指定の基準)

第6条の3 第1項

- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 第6条の13第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
 - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの